

カリフォルニア州欠席判決の承認・執行が手続的公序に反するとされた事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 3 月 9 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 39524 号

【事 件 名】 執行判決請求事件

【裁 判 結 果】 請求棄却

【参 照 法 令】 民事訴訟法 98 条・101 条・106 条・107 条・110 条・116 条・118 条 3 号・255 条・285 条・313 条、民事執行法 24 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25589301

名古屋大学教授 村上正子

事実の概要

原告 X は訴外 A の子であり、被告 Y は、X の元夫である。A は、Y により約 23 万米ドルを詐取された等と主張して、平成 5 年 7 月 28 日、米国カリフォルニア州ロサンゼルス郡上位裁判所（以下、「本件外国裁判所」という。）に、Y を相手に損害賠償金の支払を求める訴えを提起した（以下、「本件事件」という。）。本件事件についての訴状等は、同年 12 月 4 日、Y に送達された。A はその後、平成 6 年 5 月 31 日、本件事件につき、訴外 B 及び C を相手方に追加するなどの請求内容の変更を申し立てる書面（以下、「本件変更申立書」という。）を受訴裁判所に提出、さらに同年 9 月 20 日付書面で、Y の欠席登録を申請し（以下、「本件欠席登録申請書」という。）、これに基づき、Y の欠席登録がされた。A は平成 7 年 9 月 18 日付書面で、本件事件において請求する損害を明示した損害明細書（以下、「本件損害明細書」という。）を提出したうえで、平成 8 年 1 月 3 日付けで、本件事件につき欠席判決の登録を求める申請書（以下、「本件欠席判決申請書」という。）を提出した。本件外国裁判所は、Y に対し、同年 3 月 25 日、本件事件につき、原告請求の金員の支払を命じる欠席判決（以下、「本件外国判決」という。）を言い渡し、本件外国判決は、同日、本件外国裁判所において登録された。

A は、平成 18 年 3 月 20 日頃、法定の手続に従い、本件外国判決の更新を申請し、その後平成

26 年 5 月 3 日（現地時間）死亡したが、死亡前に、本件外国判決の執行により得られる収益を、X に相続させる旨の遺言を作成していた。X は、平成 27 年 9 月 10 日頃、本件外国判決の再度の更新を申請し、その旨の通知書は、同月 12 日及び 25 日、Y に対して郵送するため、X により米国郵政公社へ預託され、その旨の送達証明が本件外国裁判所に提出された。

Y は、本件外国裁判所に対し、平成 29 年 12 月 20 日頃、本件外国判決の破棄を求める申立てを行い、いったんはこれを認める決定がなされたものの、それに対するさらなる X の不服申立てが、カリフォルニア州アピール裁判所によって認められ、同州最高裁判所もこれを支持した。

そこで X は、本件外国判決のうち、Y に、A に対する金員支払を命じた部分について、執行判決を求める訴えを東京地裁に提起した。

判決の要旨

請求棄却。

「日本の民訴法は、……訴訟当事者に判決の内容を了知させ又は了知する機会を実質的に与えることにより、当該判決に対する不服申立ての機会を与えることを訴訟法秩序の根幹を成す重要な手続として保障しているものと解される。したがって、判決書が送達されていないことの一事をもって直ちに民訴法 118 条 3 号にいう公の秩序に反するものと解することはできないが、外国判決に

係る訴訟手続において、当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず、実際には訴訟当事者にこれが了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかったことにより、不服申立ての機会を与えられないまま当該外国判決が通常の方法では不服申立てができない状態になった場合、その訴訟手続は、日本の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものとして、同号という公の秩序に反すると解すべきである（平成 31 年判決〔最判平 31・1・18 民集 73 巻 1 号 1 頁〕参照。）」

「A は、本件外国判決に対する本件不服申立期間が経過した後である平成 8 年 10 月 16 日に、本件判決登録通知を Y に対して郵送する手続をしており、そのほか、Y が、本件不服申立期間内に本件外国判決の判決登録通知あるいは本件外国判決の判決書の写しの送達を受けたことを認めるに足りる証拠はない。」

Y が平成 5 年 12 月 4 日に実家において本件訴状等の交付送達を受けたこと、A の代理人が作成し裁判所に提出した書面には、Y が平成 5 年 6 月 17 日に米国を出国したことが記載されていること、Y 代理人が平成 7 年 5 月 18 日付けで裁判所に辞任の許可を申し立てた際の通知書に、Y が当時実家に居住しており米国へ戻る予定はないことが記載されていたことを考慮すれば、「A は、本件外国判決が登録された当時の Y の住所、居所等を調査し得たものといえ、本件事件の訴訟手続において、Y に対し、本件外国判決の内容を了知させることが可能であったといえる。」

「そして、Y に対しては、本件事件に係る訴訟手続において、本件外国判決に先立ち、……本件変更申立書及び本件欠席登録申請書につき本件事件 Y 代理人宛てに発送の手続が取られ、本件辞任許可申立通知書、本件辞任許可書、本件損害明細書及び本件欠席判決申請書につき Y 実家宛てに発送の手続が取られている。」

「しかし、……本件欠席登録申請書、本件辞任許可申立通知書及び本件辞任許可書には、本件外国判決の内容は記載されていない。また、本件変更申立書、本件損害明細書及び本件欠席判決申請書には、本件事件において A が賠償を請求していた損害の費目及び金額が記載されているものの、……本件外国判決で認容された損害の全てを網羅した」記載ではない。したがって、仮に Y が本件

事件に係る訴訟手続における各種書類の「内容を実際に受領し、読了していたとしても（これらの書類については、いずれも発送の手続が取られたとは認められるものの、被告がこれらの書類を実際に受領し、読了していたことが明らかであるとまではいい難い。）、これらによって分かるのは、せいぜい、それらの時点で A が請求していた損害の額や欠席判決に向けての手続が進行していることにとどまり、本件外国判決の内容を知ることができたとはいえない。」

さらに、上記各書類のいずれにも本件事件の判決がいつ登録されるかについての記載はない。そうすると、本件外国判決については、その登録日の 180 日後の日までに本件判決登録通知が送達されていないために、これに対する不服申立期間は本件外国判決の登録日から起算されるところ、これらの各書類の内容が被告により受領され、読了されていたとしても、被告は、本件外国判決がいつされるのか、またそれに対する不服申立期間がいつまでなのかを知ることにはできない。」

「また、……本件外国判決が登録された当時、インターネットによる確認が可能であったと認めるに足りる証拠はない。」

これらの事情の下では、「本件外国判決の内容については、実際には Y に了知されず、また、了知する機会も実質的に与えられなかったことにより、不服申立ての機会を与えられないまま本件不服申立期間が満了したといわざるを得ない。」

「したがって、Y は、本件不服申立期間内に本件外国判決の判決登録通知あるいは本件外国判決の判決書の写しの送達を受けていない上、Y に本件外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず、実際にはこれを了知させず、また、了知する機会も実質的に与えられなかったことにより、不服申立ての機会を与えられないまま本件外国判決が通常の方法では不服申立てができない状態になっているから、本件外国判決に係る訴訟手続は、日本の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものとして、民訴法 118 条 3 号にいう公の秩序に反するものである。」

判例の解説

一 本判決の意義

訴訟当事者が不服申立てをすることなく確定し

た外国欠席判決の承認執行の可否については、最判平 31・1・18（民集 73 巻 1 号 1 頁。以下、「平成 31 年最判」という。）が、判決書が送達されなかったために敗訴被告が不服申立てをすることなく判決が確定したことが、民訴法 118 条 3 号の手続的公序に反するかどうかは、当該外国判決の了知可能性の有無を基準とする、と判示した。本判決は、平成 31 年最判の基準に従い、本件の具体的事情を考慮したうえで判決内容の了知可能性を否定し、手続的公序違反を認めた点に意義がある。しかし、その判断には疑問がある。

二 従来の判例・学説

外国判決の承認執行制度は、各国の実体法・手続法が異なることを前提としたうえで、国境を越えた私人の権利の迅速な実現を目指して、民訴法 118 条所定の要件を充たした外国判決の効力をわが国でも認めるものである。従って、制度が異なることのみをもって承認を拒絶することは、承認制度の趣旨に反する¹⁾。平成 31 年最判も、判決書の送達に関する手続規範は国ごとに異なることから、判決書の写しが添付された判決登録書の送達が行われていないことのみで公序違反を認めるべきではないとしたうえで、手続的公序違反は、わが国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相容れない場合に認められるとし、わが国の民訴法が、判決内容を了知させ、またはその機会を与えることで、不服申立ての機会を与えることを訴訟法秩序の根幹を成す重要な手続として保障しているとして、これを手続的公序の内容とした²⁾。そして、不服申立ての機会があったか否かの判断を、判決内容の実際の了知又は了知する機会の付与に求めた³⁾。これに対しては、不服申立ての機会の保障を手続的公序に含めることに反対する見解⁴⁾や、不服申立ての機会の有無だけを切り取って公序適合性を判断するかのような判旨を批判する見解⁵⁾もあるが、結局問題は、どのような事実があれば、不服申立ての機会を保障するに十分な判決内容の了知あるいはその機会の付与があったといえるかの解釈に集約される。手続や制度の相違の背景にある根本的な理念にまで遡って公序適合性を判断することが重要であり、訴訟手続における被告の対応も含めて、判決に至るまでの経緯等を総合的に考慮するべきであるとする見解が有力である⁶⁾。

平成 31 年最判は、この点についての判断を差戻審に委ね、大阪高判令元・10・4（LEX/DB25590568）は、了知の有無について、被告が外国判決について転付命令が申し立てられる旨の電子メールを原告代理人から受信していたことを重視し、被告が、控訴期限の 4 か月前に、当該外国判決の訴訟手続の一環として送信されたメールを契機として、外国判決の内容を了知したと認め、手続的公序違反を否定した⁷⁾。

三 本判決の評価

本判決は、いかなる事情を考慮して、判決内容の了知可能性を否定したのか。本件事案では、判決確定に至るまで、かなり多くの書類が裁判所に提出されているが、本判決は、それらの書類の記載内容及び送達方法を詳細に認定したうえで、判決内容を記載した本件登録通知が不服申立期間内に送達されていないこと、判決登録前に郵送の手続がとられていた書類には、本件外国判決で認容された損害の全てを網羅した記載がないこと、いずれの書類にも判決登録日の記載がないこと、インターネットによる確認が可能であったとはいえないこと、A は直接 Y に判決内容を了知させることが可能であった（のに何もしなかった）ことを根拠に、Y には実際には判決内容が了知されず、また了知する機会も実質的に与えられなかったと認定した。

本判決が、了知可能性の有無を判断する際に、当該判決からその確定までの間の書類のみならず、判決前のものも考慮し、本件事件における具体的事情を総合的に考慮した点は妥当である⁸⁾。他方で、本判決の認定には、以下の 3 点で疑問がある。第 1 に、判決前の一連の書類の記載からは、「せいぜい欠席判決に向けての手続が進行していることがわかるに過ぎない」とし、欠席判決がされることを予測できることは了知可能性には含まれないとした点である。このように考えると、判決前の手続に関する書類からは、判決内容を了知させることは不可能であり、結局は判決書の送達を要求していることと変わらない結果となってしまう、妥当ではない。第 2 に、判決内容の了知だけでは不十分で、判決登録日の記載がなければ不服申立ての機会を保障したことにはならないとした点である。了知可能性と不服申立ての機会の付与を別の要件にとらえ、判決内容が了知可能で

あっても、登録日が了知されていない限りは、不服申立てを行うことが実質的に不可能で、その機会が付与されたとはいえないとするのは、平成31年最判の趣旨とは整合しない。第3に、Aは、自らYの居所を調査し、Yに対して判決内容を積極的に知らせるべきであるとした点である。平成31年最判の「当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず」という文言は、読み方によっては、所定の手続以上に、原告の積極的・能動的働きかけを要求しているようにもみえる表現であり、本判決もそのように解していると評価できよう。しかし、当事者送達主義の下、判決内容了知の機会の付与を、いずれの当事者の責務とするのが当事者間の衡平に適うのかという観点からは、訴訟の途中で自ら手続に関与する機会を放棄した当事者に対して、相手方の責務を過度に要求するのは妥当ではない⁹⁾。

外国判決に係る裁判において被告が欠席した場合の手続保障については、そもそも被告をして当該外国裁判所で訴訟追行を強いることが正当化できるのか(118条1号)、さらに訴訟開始文書が送達されていたか(同条2号)を、それぞれ固有の承認要件とし、これらの要件を充たす限りは、欠席判決もできるだけ承認する方向で考えるべきである¹⁰⁾。確かに、手続的公序(同条3号)が、わが国の訴訟法秩序の基本原則・理念を維持するという観点から審査するものである以上、判決国の手続法に従っていても、被告の手続保障が十分とはいえない場合もありうる¹¹⁾。しかし、欠席判決制度を有する法域との関係では、118条1号及び2号の要件¹²⁾が充足される以上、被告には当該裁判所の手続に従った訴訟追行を期待することが正当化され¹³⁾、欠席判決に至るまでの過程において、当該手続で予定されている通知などを契機として、不利益を回避するために自らアクションを起こすことを要求しても、被告の手続保障として不合理とはいえないであろう¹⁴⁾。

なお、本判決の後に出された東京地判令3・3・24(LEX/DB2558885)は、香港高等法院の欠席判決の承認執行が求められた事案で、平成31年最判を引用したうえで、欠席判決送達制度の制度上の位置づけ、判決言渡し・登録に至る具体的経緯に鑑みて、不利な判決が出る可能性が記載された召喚状の送達があったこと(事前の了知の機会)、本件外国判決が言渡し後に香港高等法院登録所に

登録され、誰でも閲覧・謄写が可能であったこと(事後の了知の機会)から、判決内容を了知する機会を認め、手続的公序違反を否定した。本判決とは対照的な判断であるが、むしろこちらの判断の方が妥当である¹⁵⁾。

●——注

- 1) 兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』(有斐閣、2011年)620頁[竹下守夫]。正式事実審理を経ない略式の手続に基づくサマリージャッジメントについて、手続的公序違反を否定した例として、東京地判令10・2・25判時1664号78頁。
- 2) 高田裕成ほか編・注釈民事訴訟法第5巻(有斐閣、2015年)1頁[春日偉知郎]、加藤新太郎＝松下淳一編・新基本法コンメンタール民事訴訟法2(日本評論社、2017年)229頁[芳賀雅顕]は、不服申立制度を裁判を受ける権利の保障とみなす。
- 3) 横溝大「判批」ジュリ1567号137頁は、手続的公序の判断においては、了知の実質的な機会の付与のみを論じれば十分であるとする。
- 4) 安達英司「判批」新・判例解説 Watch(法セ増刊)25号162頁。
- 5) 中西康「判批」リマークス60号(2020(上))141頁。
- 6) 村上正子「判批」令和元年度重判解(ジュリ1544号)127頁の他、土井文美「判解」曹時72巻11号2256頁は、個別具体的な事実関係の評価を重視する。他方で、中西・前掲注5)141頁は、事案の個別事情を問題とする前に、外国手続法における手続保障の仕組みに沿って判断すべきであるとする。
- 7) 横溝大「判批」ジュリ1538号138頁。
- 8) 八並廉「判批」令和3年度重判解(ジュリ1570号)265頁、横溝・前掲注3)138頁も同旨。
- 9) 土井・前掲注6)2256頁は、「敗訴当事者が判決内容を了知する機会を与えられていたといえるのにあえて了知しようとしなかった場合までをも、手続的公序違反に含める趣旨ではない」としている。また、平成31年最判の差戻審では、被告側の責務がより重視されていた。
- 10) 岩本学「判批」ジュリ1569号145頁も同旨。
- 11) 土井・前掲注6)2254頁参照。中西・前掲注5)141頁は、原則としては被告の不意打ちにはならないとする。
- 12) 本件変更申立書や判決更新通知書は、訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令には当たらないと考える。それ以外の文書の記載内容や送達方法については、被告の手続保障の有無を、個別の文書ごとにではなく、全体として判断すれば足りる。
- 13) 安達・前掲注4)162頁、川島四郎「判批」法セ779号118頁は訴訟追行義務があるとする。
- 14) 中西・前掲注5)141頁参照。
- 15) 岩本・前掲注10)も同旨。